

「みちのく潮風トレイル受入態勢強化業務」

業務仕様書

令和 8 年 3 月
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「みちのく潮風トレイル受入態勢強化業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 目的

本業務は、近年注目を集め、来訪者数や旅行商品造成数が増加しているみちのく潮風トレイルの認知度向上や利用者拡大、観光消費額の拡大などを目的として、地域の観光事業者や行政、DMO等多様な関係者と連携し、地域一体となったみちのく潮風トレイルの受入態勢を強化するもの。

(2) 業務名

みちのく潮風トレイル受入態勢強化業務

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

2 業務内容（仕様）

受託者は、上記1(1)に記載する目的に即して、次の(1)から(3)までの業務を行うこと。なお、業務実施に当たっては、次の(1)から(3)までの業務を有機的に連携させ、効果を最大限に高めるよう留意すること。

(1) みちのく潮風トレイル受入態勢整備事業

- ・みちのく潮風トレイルを中心とした誘客に関して実態や課題等をテーマにしたワークショップを開催することにより、広域的な連携促進や受入態勢整備、地域一体となったセールスが実施できるような体制強化を目指す内容とすること。
- ・地域事業者やハイカー（国内、国外）、ガイドの意見を聞けるような体制をとること。

(ア) 開催準備

- ・会場の手配及び使用料の支払いを行うこと。
- ・開催に必要な備品等の手配及び使用料の支払いを行うこと。
- ・開催に必要な資料等を作成すること。
- ・三陸沿岸地域の観光及びみちのく潮風トレイルに精通するファシリテーターを手配すること。また、それにかかる連絡調整、旅費・謝金の支払いを行うこと。
- ・参加者への連絡調整及び出席状況を管理すること。

(イ) 運営

- ・その他、ワークショップが円滑に実施できるよう適切な運営に努めること。
- ・全体の進行を行うこと。
- ・議事録を作成すること。

(ウ) フィードバック

- ・ワークショップの内容をまとめ、ワークショップの参加者のほか三陸沿岸地域の観光事業者、行政、DMO等の主要な関係者等に内容を共有すること。

【ワークショップの概要】

対象者	・三陸沿岸地域の観光事業者、行政、DMO等の主要な関係者 ・ガイド、ハイカーなど、利用者視点から意見できる者 等
時期	令和8年6月～2月
回数	3回（3テーマ×1回）
規模	各会場 30名程度
場所	三陸地域の
内容	・みちのく潮風トレイルを中心とした誘客・受入態勢整備に関する実態や課題等をテーマにすること。テーマについては、令和7年度に本県で実施したワークショップにおいて明らかとなった下記の課題から設定することとする。 ・地域事業者やハイカー（国内、国外）、ガイドの意見を聞けるような体制をとること。 ※その他、委託者と協議のうえ内容決定のこと。
その他	提案内容の実施効果をより高めるために、上限予算内で実施可能なものがあれば提案を認める。

【昨年度事業にて実施したワークショップにおいて挙げられた主な課題】

- ガイド不足
- 広域連携
- 地域の認知度向上、機運醸成
- ハイカーのニーズがわからない
- プログラム造成・磨き上げ
- 多言語対応
- 環境保全
- 路体の維持管理
- 熊対策 等

※最終的なテーマの選定は、委託者との協議の上、決定すること。

(2) みちのく潮風トレイルガイド育成支援事業

ア 英語等の通訳ガイドとして活動を希望している（通訳ガイド未経験者を含む。）者を対象として、インバウンド対応可能なみちのく潮風トレイルガイドの育成支援及び通訳ガイド技術力向上の機会創出のため、以下の内容でガイド研修を行うこと。

対象者	・通訳ガイドとして活動を行っている者、或いは通訳ガイド団体等に所属している者 ・今後通訳ガイドとして活動を希望している者
時期	令和8年6月～2月
研修回数	計5回
規模	30名程度
場所	オンライン、実地など
内容	・みちのく潮風トレイルガイドに必要な知識及びインバウンド

	<p>向けのトレイルガイドの技術力向上のためのガイド研修を行うこと（例；アドベンチャートラベルにおける安全（リスク）管理について、インバウンド客特有の対応についてなど）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5回の研修のうち、1回は実践練習としてフィールドワークを行うこと。
その他	<p>提案内容の実施効果をより高めるために、上限予算内で実施可能なものがあれば提案を認める。</p>

イ インバウンド対応可能なトレイルガイドの人材育成における課題とその解決策について

上記アの事業実施を通じて、本県におけるインバウンド対応可能なトレイルガイドの人材育成にかかる課題とその解決策について提案すること。

(3) みちのく潮風トレイル利用促進事業

ア 訪日旅行会社等の招請

- (ア) アドベンチャートラベル商品を取り扱う訪日旅行会社等を、原則、国内から5名招請すること。
- (イ) 行程は、岩手県内3泊4日とすること。
- (ウ) 岩手県内移動用に、招請者らとその荷物用に貸切バスを1台手配すること。
- (エ) 県内滞在中の3日分の昼食（3回分）を手配すること。
- (オ) みちのく潮風トレイルに関連する行程において必要なアクティビティ参加費用、体験料、入館料等など必要な経費を計上すること
- (カ) トレイルガイド費用を4日間分計上すること
- (ク) 添乗員（宿泊、食事付）同行の4日分の費用を計上すること。
- (ケ) 招請中に、招請者らが招請ツアーの内容について意見交換会を行う機会を設けること。
- (コ) 上記(ケ)に関連して、意見交換会を行う会場費、及び進行（ファシリテーター）役設置の経費を計上すること。

イ ショート動画制作およびSNSを活用した情報発信

みちのく潮風トレイルのショート動画（リール投稿を想定したもの）を制作し、SNS等を活用し、みちのく潮風トレイルの更なる認知度向上及び誘客促進を図ること。

- ・ みちのく潮風トレイル岩手県ルートの魅力発信に関する動画とすること。
- ・ 動画は季節やエリアの特徴を捉えたものを4種類以上制作すること。
- ・ 本業務を通じて撮影した写真や動画について、今後の本県の観光PRに使用することについて了承し、提供できること。
- ・ いわて観光キャンペーン推進協議会 Instagramにおいて発信
- ・ その他、提案内容の実施効果をより高めるために、上限予算内で実施可能なものがあれば提案を認める。

(4) その他

- ・ 上記のほか、本業務の目的を達成するための企画について、予算額の範囲内で提案すること。
- ・ 業務の実施にあたっては、県と緊密な連絡を取りその指示に従うとともに、県からの企画等に関する相談、協議に真摯に応じること。
- ・ 業務内容については、県、受託者協議のうえ、変更する場合があること。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（称号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して書面で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できることとする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護等に関する条例（令和4年12月22日岩手県条例第49号）を遵守しなければならない。

(6) 帳簿書類

受託者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時から5年間保存すること。

(7) 委託金額の積算

当該委託事業に要した経費の実績額が委託金額を下回る場合は、当該金額をもって委託金額をすること。

(8) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うもの。